

加古川市上下水道局随意契約手続に関する事務取扱基準

平成 20 年 2 月 28 日
管 理 者 決 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 1 0 年規程第 5 号。以下「規程」という。）第 1 9 条の 2 に規定する随意契約を行う場合の手続としての公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、規程第 1 9 条の 2 の規定により実施する随意契約とする。

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、契約締結前においては、発注担当課名、発注予定時期、契約名、契約内容、履行期限、契約相手方の選定基準とし、契約締結後においては、契約日、契約相手方、契約金額、契約相手方とした理由とする。

(公表の方法)

第 4 条 公表の方法は、経営管理課がとりまとめたうえ、インターネット掲示によるものとする。

2 公表の時期は、契約締結前分は、新年度予算議決後に新年度予定分を一括して行うとともに、追加があった場合は随時に行うものとする。また、契約締結後分は随時に行うものとする。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。